

## 「鳥取県福祉のまちづくり条例」の改定に係る意見募集結果

- 1 募集期間                   平成27年9月7日（月）～10月9日（金）
- 2 意見募集の結果       応募総数：28件
- 3 意見の内容と本県の考え方

意見の概要	本県の考え方
<b>&lt;反映したもの&gt;</b>	
男子小便器周囲に手摺りが欲しい。	便所の整備基準に基準に追加します。
耐震改修工事によって面積増となる場合は緩和できないか。	耐震改修が原因で増える床面積については対象外となるように対応します。
<p>既存建物を再利用する(用途変更に限る)際、ふくまち条例を適合するのは非常に困難。新築、増築、改築のみに限定できないか。</p> <p>既存建築物の用途変更の時に玄関の改造が必要だとすると影響が大きい。便所の出入口に緩和があるならば玄関にも緩和が欲しい。</p>	<p>空き店舗、空き家の利活用促進の観点から、既存の建築物等を活用し、特別特定建築物へと用途変更しようとする際に、次の4項目についての基準を適用しないという緩和規定を新設します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便所の出入口幅</li> <li>・階段</li> <li>・廊下</li> <li>・敷地内通路</li> </ul> <p>また玄関については、「全ての人が主たる出入口(玄関)にたどり着けるよう」という観点から玄関は緩和規定の対象外としていましたが、玄関の幅の改造は難易度が高いため、床面積200㎡未満の用途変更に限り、幅を80cmから70cmへ緩和する規定を設けます。</p>
観光案内所のように外来者が利用する部屋が1室しかないようなものでも、回転灯・電光表示板は必要か。	<p>原則、全ての保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、及び車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するものうち床面積2,000㎡以上のものは、電光表示板が必要です。</p> <p>ただし指摘されたような案内カウンターのような物しかない構造の建物については、何が発生したか容易に認識でき、容易に避難ができる構造である場合に限っては、対象外となるように規定を設けます。</p>
<b>&lt;既に盛り込み済み&gt;</b>	
主に公共設置となる建築物について、面積にかかわらず適合義務付けは良いこと。病院や診療所はもちろん、避難所としての機能が求められる建築物もバリアフリー化は必須だと思う。	避難所としての機能が求められる学校・体育館・公民館も、今回の改正で、全ての面積の新築・増築等の際にバリアフリー化の対応を求めることとしています。

多目的トイレについて、子供連れ・オストメイト利用者を一般トイレへ誘導する方法は良いと思う。	大規模な施設では多目的トイレが混雑するという声に応じて今回新設する基準です。
<b>&lt;今後の検討課題&gt;</b>	
車いす使用者駐車場の屋根整備とても助かります。徐々に適応範囲を広げられるとよい。	今後は、施設提供者・利用者や皆様のご意見を伺いながら、必要に応じて適用範囲の見直しを図っていきます。
設備に投資するより心のバリアフリーを推進する努力をするべき。	今後の施策の参考とさせていただきます。
<b>&lt;対応できない&gt;</b>	
共同住宅に対する制限が厳しすぎる。このままだと低層の共同住宅やマンションも増えず、意味がない。	従来より共同住宅には他の用途と同様の整備をお願いしておりましたが、実際にH21～H25の5年間に19棟が基準に沿って建てられています。条例の趣旨をご理解いただき、設計上の工夫によって基準に適合した共同住宅の建築をお願いします。
準視覚障害者移動等円滑化経路について、視覚障がい者の利用実態は、家族の運転する自家用車やタクシーなどを利用し、施設の玄関前は駐車場から来られる。車で車寄せまで乗り入れることができる場合は、「車寄せから」とすることができるよう、柔軟に対応できる規定にすべき。	準視覚障害者移動等円滑化経路は、視覚障害者移動等円滑化経路の規定が特別特定建築物として県が追加した特定建築物には適用にならないことから、それを補う目的で定められているものです。 なお、郊外にあって、付近にバスの停留所がなく、視覚障害者が歩いていくことが考えられない場合は、道等から車寄せ等までの間は自動車の駐車のために供する部分とみなし、視覚障害者を誘導するための設備の設置は車寄せ等からとすることができます。
共同住宅は、2階以上に車いす対応の居室がないのに、なぜELVを整備しなければならないか	一定規模(2,000㎡)以上の共同住宅におけるエレベーターの整備については、必ずしも車いす利用者の利便性に限った規定ではなく、入居者の高齢化も想定した規定としています。条例の趣旨をご理解いただき、設計上の工夫によって基準に適合した共同住宅の建築をお願いします。
エレベーターについて、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・保育園の面積要件が、実情に合わない。国基準の2,000㎡でよいと思う。	今回は全ての特別特定建築物について、バリアフリーに対応したエレベーターの設置基準を、従来の床面積2,000㎡から1,000㎡に引き下げるものです。学校等は災害等の発生時に避難所として利用される可能性が高いため、整備をお願いします。

<p>移動等円滑化経路について、1以上の水平移動の円滑化経路(管理部分含む)があれば、垂直移動(昇降機等)は必要ないのではないか。垂直移動は、施設側のソフト面に対応できるのではないのか。</p>	<p>高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する事の重要性を鑑みて、垂直移動に関する規定が設けられています。ソフト対応では、この「自立」の部分を十分に満たせないおそれがあると考えています。</p>
<p><b>&lt;その他&gt;</b></p>	
<p>ホテル・飲食店の義務付け面積引き下げも良いと思うが、事業者向け補助金の周知やバリアフリー化に関するアドバイス充実も図って欲しい。</p>	<p>今回の改正で義務化の対象が広がる部分を中心に、補助制度がより使いやすくなるように工夫をしていきます。</p>
<p>「バリアフリー化したのに実際は使いづらい」といったことにならないよう具体的なアドバイスが出来る仕組み作りが必要と思われまます。</p>	<p>公共施設、民間施設の管理者、設計事務所を対象としたバリアフリー改修事例を紹介・情報交換する会を開くなど、実際に使いやすい改修が進むようにしていきたい。</p>
<p>3ヶ月間にわずか3回の委員会の開催、あまりにも急いだ日程で、広く県民の意見を量ることが可能だったのか疑問を感じます。</p>	<p>委員会に先がけて、約1年かけて様々な障がいのある方々や、高齢者、子育て中の方々の意見をいただき、それを元に見直し案を作成した上で、委員会へお諮りしております。</p>
<p>「バリアフリー・ユニバーサルデザイン」の理解を深める取り組みも強化して欲しい。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>10月にパブコメ締切で平成28年4月に新条例施行は早すぎないか。半年程度、県民に周知するべきではないか。</p>	<p>平成20年の全部改正時は大きな内容の変更であったため6ヶ月の周知期間を設けましたが、この度の改正は既存条例の部分改正であるため、半分程度の周知期間を予定しています。 なお改正の成立後には、県内での改正内容説明会を予定しています。</p>
<p>全ての人に優しい条例となっているか?「一部の人」にしか優しくないのでは。</p>	<p>人は誰でも年を取れば高齢者になりますので、特定の人を対象としているのではなく、全ての人を対象にした条例であると考えています。</p>
<p>施主に大きな負担をさせて、この7年間にどれだけ利用されてきたか。</p>	<p>バリアフリー法・鳥取県福祉のまちづくり条例は、新築・増築等をする場合に適合義務を課すという物です。これまでの利用数も大切ですが、利用可能であるということが重要だと考えています。</p>
<p>条例改正に伴う県内行政機関の年間整備費用の見積もりはいくらか</p>	<p>現在営業中の既存の建物をそのまま継続して使う場合については、直ちに法・条例に基づく基準への適合が義務づけられることはありませんので、条例改正に伴う年間整備費用は0と考えています。</p>
<p>受益と負担、県民意識と制限内容について、経済的なバランスが取れていますか?</p>	<p>この条例は、障がい者や高齢者が他の県民と同じように生活できるようにすることを目的としております。 建築主等の過度のご負担とならないよう、鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金やバリアフリー環境整備促進事業といった補助制度を用意しておりますので、施設整備にあたってはこれらの制度の活用をご検討下さい。</p>

<p>高齢者が長時間の滞在が想定される施設とは、具体的にどのような施設か。また、ロビー等で兼用は可能か。整備基準はいす以外にどのようなものが必要か。</p>	<p>休憩ができる場所の設置を求めるのは、博物館、美術館又は図書館、また劇場といった、一定時間以上観覧等で滞在をする施設で、かつ 5,000 m<sup>2</sup>以上という大規模な物を想定しています。</p> <p>休憩スペースは独立した利用居室である必要はなく、誰でも利用できるいす等を備えた休憩スペースであれば、ロビー等でも兼用は可能です。それ以外には整備基準はありません。</p>
<p>既存建築物を活用した用途変更に係る緩和について、車いす対応トイレが必要な場合はどうなるのか。</p>	<p>車いす使用者が円滑に利用することができる便房を設けて下さい。ただし便所の出入口についての規定は適用されません。</p>
<p>福まち条例の整備基準は厳しすぎるのでは、他県との比較はどのようにになっているのか教えて欲しい。</p>	<p>法に基づく上乗せ基準の内容については、各県毎に内容が大きく異なっているため比較は困難ですが、用途により面積基準を全てに設定している自治体には埼玉県・東京都・大阪府・兵庫県・横浜市があり、今回の条例改正でこれらの自治体と同等になったと考えています。</p>
<p>建築主の経済的負担については、県からの援助が求められる。バリアフリー化を強力に推進する意志を県として持っているのであれば、その費用について負担するくらいの覚悟を示すべき。</p>	<p>鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金やバリアフリー環境整備促進事業といった補助制度を用意しておりますので、活用をご検討下さい。</p>
<p>基準を見直すのはよいが、官公庁にも補助基準を設けていただきたい。</p>	<p>平成 28 年 4 月に施行される障害者差別解消法では、行政機関等では段差がある場合にスロープを使って補助するといった合理的配慮をすることが義務となっています。</p> <p>こうした趣旨をふまえ、官公署は管理者が自ら率先して整備を行うべき施設であり、補助対象に馴染まないと考えています。</p>